

紀宝町 会計年度任用職員 登録制度のご案内

役場や出先機関で非常勤の職員として働いてみませんか？

紀宝町では、本庁舎や出先機関で任用する会計年度任用職員を職種別に登録し、必要に応じて登録者の中から選考を行い任用する「会計年度任用職員登録制度」を実施しています。

登録職種や手続きは、下記のとおりですので、登録を希望されるかたは、役場総務課に必要書類を提出し、登録手続きを行ってください。

なお、選考と任用は必要に応じて随時行っており、登録していただいても任用がない場合もございますので、ご了承ください。

1. 登録職種・内容

- ①一般事務職・・・役場や出先機関での事務業務
- ②保育士・保育補助員・・・町立保育所又は子育て支援センター等での保育業務
- ③幼稚園講師・・・幼稚園での保育業務
- ④教育支援要員・・・町立学校等での児童生徒の生活支援業務
- ⑤介護支援専門員・・・地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメント業務
- ⑥社会福祉士・・・地域包括支援センターでの総合相談支援業務及び権利擁護業務
- ⑦保健師・・・役場又は保健センター等での保健業務
- ⑧看護師・准看護師・・・役場、保健センター又は相野谷診療所等での看護業務
- ⑨管理栄養士・栄養士・・・役場、保健センター又は相野谷診療所等での栄養指導業務
- ⑩歯科衛生士・・・役場又は保健センター等での歯科衛生指導業務
- ⑪用務員（校務員）・・・町立学校等での用務員（校務員）業務
- ⑫管理人・・・出先機関での施設管理業務
- ⑬調理師・・・町立保育所、幼稚園、給食センターでの給食調理業務
- ⑭調理補助員・・・給食センター等での調理補助業務
- ⑮給食センター運転手兼調理補助員・・・給食センターでの配送車運転・調理補助業務
- ⑯清掃作業員・・・塵芥収集業務
- ⑰運転手・・・中型（マイクロ）バスの運転業務
- ⑱施設管理士・・・水道施設の維持管理業務

2. 登録資格

- ①一般事務職・・・パソコンなどの操作ができるかた
- ②保育士・・・保育士の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた
保育補助員・・・保育士資格は問いません
- ③幼稚園講師・・・幼稚園教諭の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた
- ④教育支援要員・・・資格は問いません
- ⑤介護支援専門員・・・介護支援専門員の都道府県資格を有し（または、保健師、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事）、自動車運転免許（普通）を有し、パソコンの操作ができるかた
- ⑥社会福祉士・・・社会福祉士の国家資格を有し（または、社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上若しくは介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者）、自動車運転免許（普通）を有し、パソコンの操作ができるかた
- ⑦保健師・・・保健師の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた

- ⑧看護師・・・・・・・・・・看護師の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた
准看護師・・・・・・・・・・准看護師の都道府県資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた
- ⑨管理栄養士・・・・・・・・・・管理栄養士の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた
栄養士・・・・・・・・・・栄養士の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた
- ⑩歯科衛生士・・・・・・・・・・歯科衛生士の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた
- ⑪用務員（校務員）・・・・資格は問いません
- ⑫管理人・・・・・・・・・・資格は問いません
- ⑬調理師・・・・・・・・・・調理師の国家資格を有するかた、または任用までに取得見込みのかた
- ⑭調理補助員・・・・・・・・・・調理師資格は問いません
- ⑮給食センター運転手兼調理補助員・・・・自動車運転免許（準中型）を有するかた
- ⑯清掃作業員・・・・・・・・・・自動車運転免許（準中型）を有し、2トン車の運転ができるかた
- ⑰運転手・・・・・・・・・・自動車運転免許（中型一種）を有するかた
- ⑱施設管理士・・・・・・・・・・資格は問いません

3. 登録受付期間

随時受付中。

午前8時30分から午後5時15分まで（※土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

4. 登録手続き

次の書類を、役場総務課まで提出してください。

- (1) 登録申込書・・・・・・・・紀宝町役場所定の様式
- (2) 資格(免許)証の写し・・・・保育士、幼稚園教諭、介護支援専門員(運転免許証含む)、社会福祉士(運転免許証含む)、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理師、給食センター運転手兼調理補助員(運転免許証)、清掃作業員(運転免許証)、運転手(運転免許証)

5. 登録期間

登録の日から2年間。ただし、任用された場合は、任用開始日の前日まで。

6. 任用条件

- ・勤務時間・・・・正規職員の1週間あたりの勤務時間（週38時間45分）より短い時間で、任命権者が定める勤務時間
- ・任用期間・・・・1年以内
- ・その他・・・・その他の条件は、紀宝町会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程による

7. 給料単価（※令和6年1月～）

時間給（当町での勤務経験により加算される場合あり）

- ①一般事務職1,020円 ②保育士1,170円 保育補助員1,050円 ③幼稚園講師1,170円 ④教育支援要員1,020円
- ⑤介護支援専門員1,300円 ⑥社会福祉士1,300円 ⑦保健師1,400円 ⑧看護師1,340円 准看護師1,120円
- ⑨管理栄養士1,240円 栄養士1,120円 ⑩歯科衛生士1,120円 ⑪用務員(校務員)1,020円 ⑫管理人1,020円
- ⑬調理師1,070円 ⑭調理補助員1,020円 ⑮給食センター運転手兼調理補助員1,020円 ⑯清掃作業員1,210円
- ⑰運転手1,210円 ⑱施設管理士1,210円

● 登録申請・問い合わせ先

紀宝町役場 総務課（会計年度任用職員登録担当係）

〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶉殿324番地

電話 0735-33-0333 FAX 0735-32-3061